

令和3年度 第2回久留米市成年後見推進協議会

令和3年9月27日(月)

18:30～

参加者：上原委員、岡田委員、山下委員、稲吉委員、松延委員、窪田委員

事務局：長寿支援課：野口課長・小山補佐・高野(進行)・川添

障害者福祉課：下津浦補佐・重永

久留米市社協：古谷主査・藤岡

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名(堤課長)

～規定に基づき、上原会長が進行～

次第Ⅰ. 報告

1 令和2年度 成年後見推進事業実績について

事務局 (資料1)に沿って説明)

委員 2ページ目①令和2年度市長申立件数推移について、市長申立に至った要因があるが、例えば、虐待の事案やセルフネグレクトがどれくらいあったのか。

また、令和2年度の中で、申立費用について上申書を出したものがどれくらいあるのか。

事務局 市長申立の理由としては、件数を把握しているわけではないが、病院から後見人が必要だという申し出や、施設の生活の上で後見が必要であるといった要請があっている。上申に関しては、生活保護関係の方もいるというのが現状ではあるのだが、資力が一定上がっている方もけっこういるので、その方に関して上申に関しては多くはないがある。

委員 市長申立という職権で申立をするということに関して、地域でどんな事案であるのかということをおまか把握しておくことがとても重要であると思っている。これから、重層的支援とか、社会福祉の制度の中で指示を打ち出しているわけだが、その中で、例えば、障害者の分野でなかなか支援、申立と繋がりが悪いことや、虐待案件がどれくらいあるのか、セルフネグレクトの傾向を、すべて綺麗にすみわけは出来ないかもしれないが、おまか傾向を把握しておくというのは、今後の施策を考える上でとても重要だと思う。

会長 他に何かございませんか。

委員 2ページ目と3ページ目の利用支援事業のグラフについて、赤いものが申請したけど、認められなかったというものでよいのか。

3ページ目の市長申立について、令和2年度の申立費用補助が6件と書かれているが、市長申立での申立費用の補助をするというのがよく分からない。令和2年度24件の市長申立をされているが、その中で6件だけが費用補助になったということなのか、6件しか申請がなかったからなのか。

事務局 報酬補助の赤い部分については、不交付になったもの。青色が交付決定をしたもの

になるので、全体の申請数としては、20件申請されているが、そのうちの4件は、不交付で決定し、残りの16件については、交付決定している件数になる。

続いて、⑤申立費用の助成についての市長申立が6件と本人親族の申立が1件についてだが、なぜ市長申立を助成しているのかということによろしいか？

委員 24件市長申立があっているが、6件だけというのは。

事務局 こちら補助金については、成年被後見人、後見人から申請を頂くものになっているので、こちらの利用支援事業の要綱等については、各三士会に案内しているが、まだ、周知が不足している部分もあるかもしれないため、この6件という件数になっているのかと考える。

委員 なぜ、市長申立なのに申立費用を助成するのかという質問である。

事務局 今、市長申立の6件で申立費用の補助をなぜやったかということを変更して確認をさせて頂き、回答する。

会長 では、確認してということですので、よろしく願いいたします。委員のみなさま何かございますか？

委員 市長申立について決定が不可だったぶんが4件ということだったが、それは基本本人の通帳、財産に2ヶ月分の生活費とか、生活費に準じたものがあるというのが、決定の判断になるのか。

事務局 市長申立の基準ということで、基本的に生活保護相当である事と、市民相当であられる方が条件になるが、期末の費用を見ており、期末の費用が10万円を超えている方に関しては、その範囲以内で報酬を払って頂きその報酬で賄いきれない場合に補助を出すこととなっている。

委員 それは申立をされる方に、こういう流れになっていますよと事前に通達をしているのか。それを分かっているにもかかわらず申立の流れになるのか。

事務局 基本的に、要綱に関しては個別の申請の相談で対応しており、個別に裁判所から問い合わせがある場合には、そういった形で要綱の説明はさせて頂いている。当初の要綱より改正しており、改正していた時に関係機関に連絡をさせて頂いている。

委員 特別、毎年、利用支援事業の対象かなと思う人にご案内を出しているわけではないけれども、要綱の改正があった時にはその対象の方に要綱が改正したことをお知らせされるのか、それとも3団体か。

事務局 3団体あてに、変更になった分での案内とその新しい要綱を送らせて頂いている。

委員 その3団体から、要綱はいつているのか。

委員 きているのかもしれないが、どうしてもメールが多いので把握が出来てない。

委員 要綱が配布されているのに、3団体がどうしているのかというのが課題であるならば対応しなければならない。

会長 ありがとうございます。他はよろしいですか。では、報告等して頂くこととなりますので、また、資料を見て頂いてお気づきの点があれば、事務局の方へお伝えください。進

行を進めさせていただきます。

それでは、次第Ⅱ、成年後見制度の利用促進の全体概要について、事務局より説明をお願いいたします。

次第Ⅱ. 議事

1 本市の成年後見制度利用促進の全体概要について

事務局 (資料2)に沿って説明)

事務局 前回の第1回の推進協議会の中での中核機関について、どのような機能を予定しているのかということについて報告させて頂いたが、今回9月の末というところで、全体の概要について説明させて頂く。

(1) 中核機関の設置について、10月1日設置としている。次に、中核機関の機能について、資料2の①のアとイについては、既に、成年後見センターが実施している機能を活用して実施。エの後見人支援機能については、新たに、成年後見センターに委託して実施すると予定をしており、後見人等の基本的な事務に関する相談支援や、必要に応じて弁護士や司法書士につないで法律課題など高度な専門性を要する相談に対応していく。また、家庭裁判所に後見人支援に関するチラシの設置をさせて頂き、親族後見人への中核機関の機能を周知することで、後見人活動についての相談窓口を知って頂き、何かあったときの窓口を知って頂ければと思っている。

続いて、ウの受任調整機能については、本年の6月に開催した協議会で皆さんから頂いた意見を踏まえて3士会、福岡家庭裁判所の久留米支部との協議をさせて頂いている。その結果、当初、10月から受任調整会議の開催を検討していたが、調整が不十分な部分があるため令和4年1月1日からの実施を考えている。

なお、受任調整機能のスキーム等の詳細については、後の資料3で説明させて頂く。今のウとカ協議会の設置については、久留米市が事務局を担う。

最後に、オについては、地域連携ネットワークの構築、年一回の研修会等の実施を検討しており、久留米市と成年後見センターの共同で実施をしたいと考えている。説明は以上となる。

会長 ありがとうございます。只今、成年後見制度の利用促進の全体について事務局より説明を受けました。委員の皆様のご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。

委員 法律課題など高度な専門性を要する相談ということで、後見センターが課題整理を行った上で弁護士、司法書士へ繋ぐとあるが、弁護士、司法書士というのは、どのような弁護士、司法書士を考えているのか。弁護士会、司法書士会に推薦を依頼するという事なのか、個別に誰か事前に決めておいて繋ぐということなのか。

事務局 法律課題など高度な専門性を要する相談については、成年後見センターが課題整理を行ったうえで弁護士、司法書士へつなぐとしている。弁護士、司法書士へつなぐ場合の

方法について、現時点では該当する相談案件が発生していない状況だが、今後の対応に関しては委託先である久留米市社会福祉協議会の成年後見センターが確認を行い、弁護士会及び司法書士会を通して依頼を行っていくよう調整したいと考えている。

会長会を通してということでしょうか。ありがとうございます。他、いかがでしょうか？

委員現在、成年後見センター、社協に関しては弁護士事務所が入ってあると思うが、具体的にはどのような役割を社協の中で担っているのか。

会長社協の方から、お願い致します。

社協法律事務所と成年後見制度に関する法律の相談ついて業務委託契約を結んでいる。私達が相談を受けた上で成年後見制度に関する法律的な課題を抱える場合については弁護士事務所に出向いて一緒に法律相談を受けるとしているが、ほとんどの案件が後見センターに関係なく、普通の無料の法律相談をご案内している。昨年は、3件しかなかった。

委員成年後見制度以外のご本人の生活上の法的な課題は、無料相談になっていて、その事務所に関しては、社協がやっている日常生活支援事業も入るのか。

社協日常生活支援事業は入らない。

委員成年後見制度で法人後見で出たもろもろは、クライアントとしてその方々と一緒に相談なのか、それとも内部の話として相談するのか。

社協一般市民の方が相談に来られて、成年後見制度を利用したいけれども、例えば、訴訟を抱えていた場合、成年後見制度を利用して解決するかどうか私達では判断できない場合は、弁護士相談につないで成年後見制度を利用することでどういった解決方法を見出せるかというふうにつながるといやり方をさせていただいている。後は、本当に一般的な相続の相談や、家庭のもめごとだったりするので、判断能力があった場合は、無料の法律相談の利用を案内することになる。

委員後見制度での法律相談で区切るということなのか。

社協後見制度による法律相談ではないとかなりの相談件数になってしまう。相続に関する相談が多くいるため、後見制度に関連してない場合は受けてない状況。

委員事務所が関わっていて今でもやりとりをしているのに、改めて成年後見センターが課題整理を行たうえで弁護士、司法書士に繋ぐことをしているので、ここで別のルートを作るべきなのか。

社協10月1日からの分が私達も悩んでいるところで、例えば、親族後見人が相続問題を抱えられて弁護士、司法書士に委任してやりたい場合は、弁護士会、司法書士会に依頼されたほうが良いということで、そのままそういった会を紹介することになると思う。どうしていいかわからない状況の課題の場合には、弁護士相談と一緒に話し合いをしてから、実際に委任して訴訟をした方がいいのか、そういったことを一緒に考えることがあるのかなと思う。

委員ルートの的にきちんとした説明と、すみわけを出来れば良いと思っており、公費をここに投ずるわけなので、相談はどこまでの相談かによって異なると思う。簡単なアセスメン

トをもらうだけでいいのか、ガイドンスだけでいいのか、それともこれは明らかな訴訟と
なってくるような場合になるのか、その辺でも異なるとは思いますが、対象とルートを説明が
出来ることがとても大事だと思う。

会長ありがとうございます。他に、御座いますか？よろしいでしょうか。それでは、次第
2、本市の中核機関における個別スキーム、受任者調整等の修正案について事務局より説
明をお願い致します。

2 本市の中核機関における個別スキーム（受任者調整等）の修正（案）について

事務局資料3をご覧頂きたい。

中核機関における個別スキームについての修正ということで作成している。令和元年1
2月、令和2年7月、10月と受任調整デモ会議を開催しながら本協議会の議論を重ねて
きたところ。6月に推進協議会等も行い、その中では、①にあるような意見をいただい
た。受任調整会議後の団体の調整は、基本的に、第一候補に依頼してからでいいという意
見や、緊急で受任調整にかけられない場合、受任調整をメールでという意見。3番目は、
緊急事態宣言等での、受任調整会議の開催が難しい時には、ズームでした方がいい、受任
調整会議の日程の固定に関しては委員が決まってからだろうというような意見、採決方法
に関しては、一つの会が反対すると決まらないのでというような意見をいただいた。また
受任調整会議後の個別案件の相談に関しては、非公開でやるのかという質問、フロー図を
作成した方がいいという意見をいただいた。一つ目は、これを踏まえて修正案として出さ
せていただきたいと考えている。

7月～8月にかけて、6月の推進協議会の意見を受けて3士会の事務局と、家裁の方に
出向かせて頂き話させて頂いて、3士会と家裁から意見を頂いたので、それも今回の修正
案に載せている。

まず、社会福祉士会から、2ページ目。受任調整会議の委員については、受任調整会議
委員に出ると、基本的に、利益相反関係から後見人の選任の対象とならないので、複数の
委員によってお願いできないのかと言われた。それを書かせて頂き、社福士会としては、
3人の委員の交代を考えているということで、意見を頂いた。それと同じく社福士会か
ら、9番目、受任調整会議後の成年後見人の面談の件で面談をすると後見人の候補者の方
から断られるケースがあるという意見。弁護士会からは、アセスメント等の資料を弁護士
会、3士会に送る際に、個人情報排除されていると利益相反の確認ができてないのでは
ないかとの意見。家裁の方でそれが確認できるのであれば久留米市のスキームで対応可能
という事であった。受任調整会議の委員に関しては、複数専任の方がいいのではないかと
の意見をもらっていて、代理でできればいいのではないかという意見。

12番目、第二候補団体まで選任する必要があるのだろうかということの意
見。基本的に、第一候補団体が断られなければいいのではないか。13番目、司法書士会
から同じく選任されるのは一団体ではないのかという意見。14番目、家裁に行った時

に、今現在は、個人情報をきちんと出してあるが、今のところ匿名化を検討しているとの事。15番目に関しては、利益相反の確認に関しては、家事事件手続き法に基づく閲覧と候補者が決まった後に利益相反の確認は家裁で行っているとの事。16番目、親族後見人に対する周知について、久留米支部が小郡、大刀洗、久留米、三市町に分かれるので、後見人支援の対象をきちんと決める必要があるのではないかという意見。

それを踏まえて、3ページ目、今までの久留米市のスキームの中で若干修正させていただいている。広報機能は、変更はない。相談機能だがこれも家裁の意見と被るところがあったので、相談窓口の基本的な相談対象というのを決めた方がいいのではないかという事で、原則として久留米市内に在住する成年後見人等、及びそれに準ずるものということで修正案をあげている。

受任調整会議から申立てまでの流れは、フロー図がいるのではないかという意見があり、別紙をつけさせて頂いた。それと、受任調整の対象を合わせて決める必要があるのではないかということで久留米市内に在住する成年被後見人及びこれに準ずるものということで、改めて修正案をあげさせていただきたい。それと、受任調整会議の日程だが、これは後からの調整で載せている。緊急事態宣言等における受任調整会議というのも状況を見ながら実施する。3ページ目の一番下、当初、受任調整会議は、3士会から一人ずつ推薦頂き3名同席しようと考えていたが、複数委員として出させて頂きたいという意見もあったため、弁護士会、司法書士会、社福士会から3名以内の委員を推薦するという事で載せている。ただ、会議の参加は、各会1名ということで、3名以上で構成すると書かせて頂き、4ページ目に書かせていただいているが、その他、市長が認めるもので県、家裁とかそういったものを想定している。それと、県の社会福祉士会の方で当初は、3人の委員で一人しか参加できないのであれば、オブザーバーで参加したいという意見もあったので、オブザーバーで参加を明記している。それと、受任調整会議の参加の連絡が複数委員になると、誰が出席してもらえるのかというのを事前に連絡して頂く必要があるので会議開催の2週間前に連絡をしていただければと書かせて頂いている。4ページ目の一番下の部分、個人情報に関して、個人情報が無いと利益相反の確認ができないのではないかというようなご意見。なので、事務局の方で、提案させて頂きたいと思っているのが、当初は、イニシャルで受任調整会議を出して誓約書をとるのみだったが、まず、受任調整会議の資料としては固有名をふせてイニシャルです。2番目の受任調整候補団体への資料の送付は、受任調整会議の資料と同様のイニシャルです。そこで、団体の方から候補者が出たらその候補者に対して個人情報が分かる資料を送付させて頂きたい。そして、基本的に事前に個人情報の外部提供の同意書は、取れる人からは取りたいと考えている。それと、外部提供の同意書が受理出来ない場合には、生命財産の危険があつて同意書が取れない場合という個人情報保護条例第9条第3項第3号を適用しようと考えている。なお、事務局に対して成年後見人等の候補者の同意書と個人情報保護の同意書、利益相反がないことの確認書を後見人の候補者から求めたい。その場合に、利益相反が仮にあった場合、

資料は返送して頂き、合わせて個人情報保護の同意書を事務局に頂きたい。

次に、受任者調整会議での選考方法に関して3人だと全員賛成だと決まらないことがあるという意見があったので、会議の議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決定すると修正提案させて頂く。それと、受任調整会議後の流れだが基本的には、所属団体への候補者の選任を依頼して候補者の選任後、申し立ての成年後見人等候補者に記載して申し立てを行う。第一候補者の調整が難しい場合は第二候補者に依頼を行い、第一候補、第二候補どちらも選任が無い場合には、家庭裁判所の判断に委ねる形で、候補者名の記載を行わないというような形での対応をさせて頂きたいと修正させて頂きたい。それと、5ページ目の一番下、成年被後見人等と利益相反がある場合には、再度、別の方の選任を依頼するとさせて頂きたい。

次、6ページ目になります。受任調整会議後の専門職の団体から回答方法ということ、成年後見人等の候補者の選任依頼があった場合、別紙の回答書を2週間以内に事務局に提出して頂くということももらしておりましたので、ここに書かせて頂いている。

それと、緊急時で受任調整会議にかけられない場合には、これも意見があったように急を要する場合にはメールか電話での助言を求めることができるという風な記載に変えさせて頂いている。それと、受任調整会議終了後のケース協議に関して会議の非公開をつけ加えさせて頂いている。後見人支援の所は家裁さんからのご質問を鑑みまして、後見人は誰が対象なのかということで、久留米市内に在住する者及びこれに準ずるものを成年被後見人等に持つ成年後見人等とするとさせて頂きたい。

会長 只今、事務局より説明して頂きました。各項目に関して団体からの意見で修正したものが記載されておりますが、皆様ご質問等ありますでしょうか。

委員 利益相反関係を確認するところについて、例えば、弁護士会が推薦する場合、イニシャルの資料を弁護士会に持って行って、推薦したときに、市から本名が入っている資料を直接候補者の弁護士事務所に送るということになるのか。資料としては、イニシャルか本名かだけで弁護士会に事前に送っている資料と変わりがないのか。

事務局 イニシャルの情報を会の方にお送りしてその後、候補者がでたときに個人情報を排除していない情報をお送りする。内容に関しては、個人情報があるかないかの違いということ考えて頂きたい。

会長 ありがとうございます。他にありますか。

委員 8月に、弁護士会の高齢者障害者委員会での件について議論をした。出てきた内容としては、2点。弁護士会としては、受任を前提として推薦依頼をかけているので、よっぽどのことが無い限りはお断りすることはないと会としては考えている。そうすると、他の団体がお断りされたものが全部弁護士会引き受けることになるのではないかと危惧されている人がいた。結局、第一候補、第二候補を選ぶことは変わらない。第一候補で断る理由を特に確認せず誰も引き受け手がいないとして、すぐ第二候補に回すのか。

家裁が受任調整会議にオブザーバーとして参加し、申立の候補書を決める段階でまた家

裁が関与するとなると、家裁が二重に関与することになるのではという意見があった。オブザーバーとして受任調整会議に参加しそれを家裁へどのようにフィードバックされるのか、推薦があったときに受任調整会議の議論なども参考にされるのか。

家裁家庭裁判所は、あくまでも、オブザーバーとしての参加であって、受任調整会議での議決に一切関与する立場ではないということが前提となっている。

オブザーバーとしての参加をする意味だが、あくまで一般的な家庭裁判所での取り扱いとか実務についてのご質問が出れば、直ちに対応出来るようにという趣旨で参加できる機会があれば参加するというふうに考えている。受任調整会議では、個別のケースについては、匿名化されており、具体的にどのようなケースなのかは、裁判所に具体的に把握できるものではないと考えている。あと、実際に受任調整会議を経由して実際に申し立てをされた場合においても、受任調整会議の中でのやりとりというのは、審議の中には全く考慮されないというふうに考えている。

あとひとつ、受任調整会議はあくまでも、行政作用というように考えており、司法機関である裁判所が個別のケースの判断に関与するのは相当ではないということを踏まえて、あくまでも、司法機関の裁判所というのは、関係者の方がどのような視点で個別のケースを対処されているのかを知る機会が全くないため、福祉的な見地を学ばせてもらうための機会と置き換えてオブザーバーの参加というお話を頂いた時に、機会があれば参加させていただきたいと回答した次第である。

事務局第一候補団体の推薦が難しいといった時に理由に関して事務局としては関与するのについては、会の事情があって選任できないといった場合であって、基本的には理由があれば第一候補者から第二候補者へ回すという事は決めていない。もちろん、第一候補団体より推薦を頂けるにこしたことはない。

会長今回の資料につきましては、質問がありましたら事務局までよせて頂ければと思います。本日、予定議事全て終了いたしました。委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

委員資料1の4ページに関して、市民後見人の選任のことで。

久留米市以外の市町村でも話し合われていることで、あるほかの会では、利用支援事業が確約出来てない限りハードな事案をもつことに関してはお断りする可能性があるのではないかとこのことがあっていて、受任調整会議に入っている面々はいいだろうと思ってやったとしても手が上がらなかった場合は、無理に誰かに受任を強制することは出来ないのではないか、それは、どこも抱えていることだとは思いますが、そうならないように事業を出来るだけ整理してお渡しする、その整理の段階で、例えば、成年被後見人制度以外に対応していくことは何か、そういったことを出来る機関だと思っていますので、いま、どうしても受任調整会議だけに、スポットがあたっていて、そういうような事前の調整だとか、事前の事例を整理する機能もある程度、受任調整会議に持たせる時間がないのでその前に整理することが必要だと思います。

専門職以外に大事にしないといけないのはこれからのことを考えて市民後見人。専門職後見人、3士会とも勉強しながら市民後見人たちを大切に育てていくことをしていくべきだと思っている。その根拠としては、皆さんご存じのとおり、今最高裁と日本3士会の方で法人後見の報酬関係と監督人とか出ていますよね、9月に結果がでるとというのがのびている状態で、私も参加していた。その話し合いがまとまりがつかないのは大きく変わるからということがあるが、やはり、後見制度自体が、お金がある人も無い人も同じ本人の収入の中から払うという、理不尽なところがある。市民後見人がお金の無い人をたくさんやるのか、報酬付与の申立をしてはいけないではなくて、そういう方を増やしていく、協力者としてボランティアではないにしても、専門職以外の方々をふやしていくことがとても大事だと思う。やはり、フォローアップは養成をあげずにしてきているのだけれども、その間目減りしている状態だと思うので、今後はこの方々をしっかりと育てていただく。法人後見の業務執行者として、1、2年やって頂いてから名簿登録、今、言われているのは社協が後見監督人につくべきなのか。負担が大きいだろうから、社協以外の専門職が後見監督についてもいいのではないかという議論を家庭裁判所から意見も頂いたりしている状態なので、そのあたりも加味して、しっかりサポート体制をしくべきだと思っています。

—第2回成年後見推進協議会 終了